

登米市魅せる登米材活用促進事業について

令和7年4月1日
産業経済部農林振興課

1 事業の目的

市内産木材を活用した住宅等を建築し、市内産木材の需要拡大を図る。

2 補助対象事業・経費

市民が市内に市内産材を使用した住宅等の新築・増築、購入又は改修に要する経費とする。

3 補助金額

区分	補助金の額
新築、増築又は購入の場合	市内産木材の使用材積1立方メートル当たり20,000円以内(1,000円未満切捨て)とし、1戸当たり30万円を上限とする。
改修の場合	10万円

(加算金額)

区分	加算金額
登米材使用加算	登米材の使用材積1立方メートル当たり5,000円(1,000円未満切捨て)。ただし、1戸当たり10万円を上限とする。
市内産羽目板(無垢)・市内産床材(無垢フローリング)の使用加算(杉材)	杉材の市内産羽目板(無垢)及び杉材の市内産床材(無垢フローリング)の施工面積1平方メートル当たり1,000円以内(1,000円未満切捨て)。ただし、1戸当たり5万円を上限とする。
市内産羽目板(無垢)・市内産床材(無垢フローリング)の使用加算(広葉樹)	広葉樹の市内産羽目板(無垢)及び広葉樹の市内産床材(無垢フローリング)の施工面積1平方メートル当たり4,000円以内(1,000円未満切捨て)。ただし、1戸当たり15万円を上限とする。
市内製材所活用加算	申請に係る新築、増築又は購入に当たって、主要構造部材の50パーセント以上に市内の製材所から購入した市内産木材を使用した住宅等1戸当たり15万円

※千円未満は切捨てとなります。

4 補助対象基準

区分	基準	
新築、増築 又は購入	工法	木造軸組工法
	使用部材	市内産木材を主要構造部材(梁、柱等)に50パーセント以上使用する建築物であること。
	建売の場合	当該住宅等の建築完了日前に売買契約を締結していること。
改修	市内産木材を利用した、羽目板(無垢)及び床材(無垢フローリング)の合計施工面積が40平方メートル以上であること。	
申請時期	建築完了日から起算して12か月以内 (前年度に建築が完了しているものでも構いません)	

※用語の定義

①市内産材：合法的な手続を経て伐採された市内産の丸太を加工した木材をいい、次に掲げる方法で証明された木材をいう。

ア 森林・林業・木材産業関係団体が認定した合法木材供給業者が、市内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材

イ 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採に関する手続が行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、市内で伐採されたこと及び伐採方法が明らかな木材
ウ ア及びイにより証明される市内産の丸太を50パーセント以上使用した集成材

②登米材：市内産木材のうち、国際的な森林認証制度による認証を受けた森林から伐採された丸太を加工した木材をいい、木材供給業者の納品書等で証明されたもの。

③住宅等：市内に存する自己の居住の用に供する住宅、自らが営む店舗及び事務所並びに集会施設

④軸組工法：柱、梁、桁、筋交いなど、軸組みで家の骨組みをつくる工法。

⑤主要構造部材：軸組工法の構造躯体で、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太及び筋交いや根太の代替えに使用する構造用合板をいう。

⑥建築完了日 建築基準法（昭和25年法律第201号）における検査済証（以下「検査済証」という。）の発行日をいう。

⑦羽目板（無垢） 壁面に無垢板（天然木の一枚板を加工したものをいう。）を連続して張る仕上げをいう。

⑧床材（無垢フローリング） 切り出した天然木の一枚板を加工した床材をいう。

5 補助金交付手続きの流れ

補助金交付申請書→確認調査（構造材等写真撮影）→補助金交付決定通知→請求書→補助金交付

6 補助金交付申請書

①交付申請書：市内産木材使用量、認証材使用量、建築場所住所、施工業者、契約金額、上棟日、延床面積、建築完了日について記入してください。

②住宅等の平面図、矩形図（建築面積及び構造が確認できる図面）

③主要構造部材における木びろい表（様式第2号）

④市内産木材又は登米材（市内産森林認証木材）を使用したことを証明する書類（各部材の市内木材供給業者・製材所等からの納品書等購入伝票又は証明書、その木材の市内木材共販所（津山）・市内各森林組合・生産森林組合・素材生産業者等からの納品書等購入伝票又は証明書、その素材の伐採届出書の写し等）

⑤施工業者の建設業法の許可書の写し

⑥工事請負契約書又は売買契約書の写し

⑦検査済証の写し

⑧納税証明書（最新のもの。）

⑨主要構造部材が確認できる施工中の住宅等の写真及び完成後の住宅等の写真

⑩その他市長が必要と認める書類

（改修に係る補助金の申請の場合は、同項第2号、第5号、第7号を省略することができる。）

7 補助金等交付請求書（交付申請書とあわせての提出も可）

補助金振込口座、口座名義人については、申請者と同一としてください。

8 その他

①購入（建売）の場合は、当該住宅等の建築完了日前に売買契約を締結していること。

②助成回数は、新築、増築、購入及び改修の区分ごとにそれぞれ1回限りとする。

9 令和7年度予算額

6,000,000円※予算の範囲内で交付